

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成20年6月

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

平成20年6月2日

東京都監査委員	倉	林	辰	雄
同	馬	場	裕	子
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1 報告の内容

1 平成17年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	1
(1) 総括的事項に関するものについて	
港湾局	2
(2) 東京港の整備運営に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
港湾局	20
(3) 臨海地域開発に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
港湾局	28
(4) 海上公園の整備運営に関する事業の管理及び財務事務の執行について	
港湾局	36
(5) 東京港埠頭株式会社(旧財団法人東京港埠頭公社)の経営管理について	
東京港埠頭株式会社(旧財団法人東京港埠頭公社)【港湾局】	43
2 平成14年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表	49
(1) 道路の建設・管理運営について	
建設局	50
(2) 監理団体の受託業務等の管理運営について	
財団法人東京動物園協会	51
財団法人東京都道路整備保全公社(旧東京都駐車場公社)	52

第1 報告の内容

平成 17 年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数	措 置 状 況		
			改 善 済	改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
総括的事項に関するもの	港 湾 局	34	34	0	0
東京港の整備運営に関する事業の 管理及び財務事務の執行	港 湾 局	16	16	0	0
臨海地域開発に関する事業の管理 及び財務事務の執行	港 湾 局	16	16	0	0
海上公園の整備運営に関する事業 の管理及び財務事務の執行	港 湾 局	11	11	0	0
財団法人東京港埠頭公社の経営管理	港 湾 局	11	11	0	0
合 計		88	88	0	0

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
1 (84)	意見	遊休資産・利用度低下資産の利活用の仕組みの構築について	遊休施設、利用度低下施設については、港湾局全体の問題として利活用に取り組み、都有財産利活用推進会議に諮ることも含めて、利活用を促進するべきである。	<p>港湾局遊休資産等利活用推進委員会を設置し、局内全体で利活用方策の検討を行えるよう組織化した。今後も施設の使用目的や規模・構造、立地条件等及び維持管理・改修・改造、撤去等に要するコストを考慮しつつ局内外の利活用をはじめ、民間企業等への有償貸付や、売却等の利活用を図ってゆく。</p> <p>なお、広く全庁的な利活用を図る必要がある資産については、財務局と協議し方策を検討していく。</p>	改善済
2 (84)	意見	東京港防災事務所南部庁舎建物の速やかな活用について	<p>昭和62年に219,315千円で建設された東京港防災事務所南部庁舎は、平成15年4月以降事務所機能を閉鎖し、以後倉庫機能のみに利用されている。</p> <p>平成21年より、清掃船基地の事務所として活用する予定としているが、どの程度の規模が必要であるかを十分考慮したうえで、南部庁舎全体の利活用方法を検討することが求められる。</p> <p>建物は、劣化を早めており、港湾局の合同倉庫として使用する等、港湾局全体で活用の可能性を早急に検討すべきである。</p> <p>港湾局で使用する予定がない場合は、行政財産を用途廃止し、普通財産として広く民間からの募集を募り、貸付や売却などを視野に入れた利活用を検討する必要がある。</p>	<p>1 平成18年に「南部庁舎利活用検討部会」を3回開催し、利活用策について、次のとおり検討した。</p> <p>(1) 民間に対する庁舎の利用動向を図ったが、需要は得られなかった。その結果、局事業用地として利用することとした。</p> <p>(2) 庁舎の一部を清掃船基地事務所と、船舶給水施設(運搬給水詰所)として使用することとした。また、一部を資料等保管スペースとして活用することとした。</p> <p>2 「清掃船基地事務所整備実施設計」の平成19年予算要求を行った。なお、清掃船基地事務所と船舶給水施設(運搬給水詰所)は、平成21年4月に入居を予定している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
3 (85)	意見	敷地の活用について	<p>東京港防災事務所南部庁舎建物の東側に約1,800㎡の敷地の余裕があるが、南部庁舎の前面道路付近には路上駐車の手が認められる。この土地を駐車場として利用することは可能と考えられ、積極的な活用が求められる。</p>	<p>庁舎敷地については次の三通りとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 南部庁舎建物を局事業として活用が決定されたため、今後ともその敷地として活用する。 2 払い下げ要望先である国へ具体的に売却に向け調整してきたところ、平成19年度末に売却することが決定された。 3 前記1、2以外の土地については、平成20年度以降民間事業者へ公募による売却を進めていくこととした。 	改善済
1 (85)	指摘	事務所機能閉鎖時の備品等と書類の整理について	<p>平成15年4月に閉鎖された東京港防災事務所南部庁舎の入り口脇など建物外周部、2階の事務室内には、退去時点の什器・備品・書類・図面などが残置されているが、遊休施設としての適切な管理を維持し、定期的に状況確認を行うような配慮が必要である。</p>	<p>東京港防災事務所南部庁舎の備品等と書類の整理及び廃棄は、平成18年3月に完了した。建物の定期的な状況確認は、各月の電気メーター検針立会い時に実施している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
4 (90)	意見	よりコスト意識を伴った庁舎面積管理について	<p>事務所主体建物では、執務スペースの他に、会議室他、業務特有の諸室の必要があるのは当然であるが、オフィスコスト管理マニュアルを目安に、事務室面積の管理部署を明確にした上で、毎年の維持管理費用を把握し、利用状況の変化をとらえ、コスト意識を伴う面積管理を行う仕組みが必要である。</p>	<p>港湾局組織体制の検討にて方針決定した「事業所再編」に基づき、平成20年度に2事務所に統合する組織・定数を定めた。 並行して2事務所が東京港建設事務所庁舎を利用する階数の配置区分と必要面積を、外部オフィスコンサルタントを活用して調査し決定した。 現在、事務室改装工事の設計・施工中であり、平成19年度末に大部分の移転を行う。 今後とも、総務部総務課を中心に、継続的に庁舎面積の適正管理に努めていく。</p>	改善済
2 (90)	指摘	より経済性を意識した東京港建設事務所の庁舎利用について	<p>東京港建設事務所は、平成17年4月時点で、1人当りの有効面積は28.3㎡であり、平成16年度における建物の維持管理費用は、80,697千円で、1人当たり534千円を要している。 使用頻度の低い大会議室や資料室等の縮小化や集約化により、スペースを確保する余地がかなりあり、必要な庁舎の再配置を計画する等、適正な規模を実現する必要がある。</p>	<p>「行財政改革実行プログラム」に基づき、平成20年度に港湾局の事業所組織を再編する。 東京港建設事務所庁舎には、平成19年度末から組織統合後の2事務所の入居を開始するが、移転の完了時には、従来の1所6課の利用から、2所12課の利用で職員も倍増し、1人あたり有効面積は約15.3㎡となる見通しであり、また管理経費の低減も図ることとしている。 更に新事務所レイアウト計画では、外部オフィスコンサルタントの活用によりユニバーサルデザインを採用するなど効率活用策の検討も進め、オフィス機能性を向上させるものとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
5 (91)	意見	青海フロンティアビルを賃借することの経済性について	<p>東京港建設事務所の沖合埋立整備課（所属人員24人）は、より現地に近い場所に勤務して機動力を確保する必要があるとの理由から、青海フロンティアビルに合計891.47㎡（1人当たり37.14㎡）を賃借して入居しており、平成16年度の年間賃借料は、97,792千円（1人当たり約4,074千円）である。</p> <p>東京港建設事務所庁舎の利用状況が、かなり余裕のある中で、年間97,792千円の賃借料を払うことは、経済性の観点からは疑問がある。</p> <p>東京港建設事務所庁舎の利用状況と合わせて、東京港建設事務所全体としての適正規模と経費節減を検討する必要がある。</p>	<p>青海フロンティアビルへの入居については、沖合埋立整備課が新海面処分場埋立工事及び東京港臨海道路 期工事の設計施工監督等を担当していることから、当分の間継続が必要であるが、事業動向を踏まえた使用面積については、今後、打ち合わせスペースの縮小等も含め継続的に精査していく。</p> <p>なお、東京港建設事務所庁舎については、平成20年4月に実施する事業所組織の再編に伴い2事務所が使用することとなることから、スペース的に沖合埋立整備課の入居は困難である。</p>	改善済
3 (91)	指摘	東京港建設事務所庁舎の福利厚生利用について	<p>東京港建設事務所庁舎には、理容室を設置し無償使用許可を出している。営業時間は職員の勤務時間とほぼ重なることから、職員が利用できる機会も限定され、福利厚生の意味合いも薄いと思われるため、理容室は廃止し、スペース全体の中で、より有効な利用を検討すべきと考える。</p> <p>また、資材置き場が、テニス、ゴルフの練習スペースとして利用されており、廃止を含め、そのあり方を検討する必要がある。</p>	<p>「テニス・ゴルフ練習場」については、平成18年2月20日をもって撤去を終了した。</p> <p>「理容室」については、平成18年3月に開催された港湾局互助会での廃止の方針に基づき、平成19年3月31日をもって廃止とした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
6 (96)	意見	より資本コストを意識した晴海客船ターミナルの振興について	<p>晴海客船ターミナルは、平成3年5月に、9,149百万円を投じて竣工しており、建設当初は、需要予測を上回る寄港船数があったものの、平成16年度では、当初の予測と比較すると約10分の1の利用実績となっており、結果的に経済効率の悪い施設となっている。</p> <p>晴海は、バスで銀座、丸の内まで30分以内の距離にあり、港湾局は、施設に投下された資本コストを十分意識した上で、産業労働局観光部との一層の連携などによる最大限の振興努力をする必要がある。</p>	<p>客船誘致については、都、東京港埠頭公社、東京都港湾振興協会の3者による「東京港クルーズ客船プロジェクトチーム（PT）」を立ち上げ、船舶運航者や販売代理店等に対して誘致活動を実施したほか、低廉な価格設定により、都民が幅広く参加可能な「都民クルーズ」を実施した（平成18年度は5回実施）。平成19年度においても、引き続き実施している。</p> <p>今後、現在の年間寄港数を5年間で2倍程度に増加させることを目標にクルーズ客を温かくもてなす仕組みづくりや東京ならではの歴史や文化の体験メニューの開発、インセンティブの導入等、更に効率的な誘致策を検討していく。</p> <p>併せてターミナル施設の活性化については、賑わい創出が期待できる事業として講演会や体験航海、展示会等を順次実施したほか、他施設との連携による活性化策として竹芝客船ターミナルと海上公園を含むスタンプラリーを実施した。</p> <p>その他、地域に根ざした事業を展開していくため、地元の中央区（観光協会・地域振興セクション）と情報交換をし、リーフレット蔵置等の連携や地域活性化の場としての利用依頼を行った。</p> <p>さらに、水辺空間の魅力を活かしたイベント等を一層誘致するため、活性化対策事業ガイドラインの策定に着手した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
7 (99)	意見	総合的な建物維持 保全計画について	<p>建物の長寿命化のためには、建物全体をバランスよくとらえた長期修繕計画が立てられなければ意味が半減される。</p> <p>建物全体の主要部位を総合的にとらえ、構造体、内外装の建築仕上げ材料、主要設備などにわたった建物の全体計画が必要である。</p> <p>また、長期保全計画の策定を具体的に実施していない建物があるが、港湾局全体として、岸壁や護岸などとともに建物についても統一的な考え方に基づいた計画を策定し、推進する必要がある。</p>	<p>平成19年度中の予防保全計画の策定を目指し、現在以下の通り取組を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物状態の把握・分析 過去の調査や補修履歴等の既存資料の精査を中心に、建物の現況把握を実施中である。 2 建物の劣化予測及び対策時工法の検討 昨年度の検討結果に基づき、各建物について最適な補修時期、工法を特定するとともに、ライフサイクルコスト低減をはかる新たな材料、工法について調査、検討中である。 3 保全計画の策定 1、2の検討結果をもとに施設全体を対象とした総合的な保全計画を検討していく。併せて、保全計画の策定方法や事業実施後の適切な施設点検手法等を含んだ保全マニュアルも策定する。また、保全計画に係るデータベース等の構築を目指していく。 	改善済
8 (99)	意見	建物の耐震対策に ついて	<p>耐震診断未実施3件については、早急に耐震補強の必要性の調査、必要な場合の耐震補強への計画化をすべきである。</p> <p>また、耐震補強の必要性を認めてはいるものの、「未実施で実施計画の予定なし」となっている住宅建(4件)、倉庫建(4件)について、早急に実施計画を立てる必要がある。</p> <p>1,000㎡未満の建物についても、その用途、重要度を考慮しつつ同様な調査を行い、全般的な計画をする必要がある。</p> <p>なお、過去に実施した耐震診断結果の整理が一部不十分であったため、改善する必要がある。</p>	<p>意見にある診断未実施3件と1,000㎡未満の診断が必要な施設については、平成18年度に作成した耐震診断実施計画に基づき、平成19年度から耐震診断を実施する。</p> <p>また、継続使用が確実な4件のうち1件については、耐震補強実施計画に基づき、平成19年度に耐震設計を実施する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
9 (99)	意見	東京港管理事務所、東京港防災事務所のバリアフリー対策について	東京港管理事務所、東京港防災事務所の建物は、バリアフリーの視点での配慮（車椅子用のトイレ・2階以上への昇降対策・スロープ設置、眼の不自由な人への対策等）が不十分であり、建物の保全対策の一環として検討する必要がある。	東京港防災事務所及び東京港管理事務所においては、身障者が玄関にて内線電話やインターホンにより、来訪を伝える手段を整えており、この通知を受け、職員の介護等により対応することとした。また、庁舎内のトイレの一部を改修した。	改善済
10 (101)	意見	局全体としての施設の管理・運営体制の改善について	港湾局においては、計画策定、技術管理、設計・工事監督を行う推進組織ごとに土木・建築・機械などの技術職員が配置されているが、局として施設全体を把握し、技術的に運営管理する体制は、現状の組織の中では必ずしも十分ではない。 施設は施設全体として機能するものであり、施設の管理の要素ごとに担当が異なる場合においても、総合的に管理する体制を整備することが望ましい。	局として所管施設全体を把握し、技術的に管理する体制を整備するため、「施設の維持管理のあり方等検討PT」での検討結果を踏まえ、平成20年度の組織・定数要求に向けて具体的な業務のあり方、組織体制等の検討を行っているところである。 合わせて、平成19年度中に施設の予防保全計画の策定を行うなどの取組を進めている。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
11 (103)	意見	一般会計に導入が予定されている新たな公会計制度を活用した財産管理及び財産情報提供の充実について	<p>港湾局の所管する財産全体の情報は把握しにくい。</p> <p>例えば有明コロシウムは、管理委託費は一般会計に計上され、財産の取得価格は公有財産台帳に計上されているが、土地については、臨海地域開発事業会計において未成埋立地として処理されている。このため、資産に関するコストや経営戦略に資する数値が把握しにくく、また、財産全体の状況に関する情報の提供も困難な状態となっている。</p> <p>東京都は、一般会計・特別会計に複式簿記と発生主義に基づく会計処理方式を戦略的に導入するが、単に作成されるに留まることなく、財産全体の状況と財産の保有に伴って発生するコストの状況等を明らかにし、今後のコスト意識を伴った財産管理と情報提供に資するよう機能させることは、極めて重要である。</p>	<p>平成17年度決算より、一般会計公有財産について科目(目)別・事業別分類整理を行い、貸借対照表を作成し、港湾・漁港・空港・海上公園施設等の各施設のコスト状況を明らかにした。</p> <p>準公営企業会計所管の資産管理事務の電子化を図るため、入出力項目の検討を行った。局全体の財産情報の作成に向け、準公営企業会計資産管理事務システムの開発を進めている。平成21年度に、準公営企業会計分の資産管理の電子化を行う。並行して、局全体の財産情報の開示方法の検討を行っていく。</p>	改善済
12 (106)	意見	東京夢の島マリーナに関する株式会社東京テレポートセンターとの随意契約について	<p>東京夢の島マリーナは、当初「公の施設」として、その管理は財団法人東京港埠頭公社が受託していたが、平成10年4月以降は普通財産として株式会社東京テレポートセンターを運営主体としている。普通財産に変更されたことから、指定管理者の公募はなされていない。</p> <p>今後は公募を行い、コスト、サービス両面で優れているかを比較検討することが望ましい。</p>	<p>平成20年度からの公募による貸し付けに向けて、「東京夢の島マリーナ借受者募集要項」を平成19年7月3日に公表した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
4 (107)	指摘	東京夢の島マリナーの株式会社東京テレポートセンターへの無償貸付について	<p>東京夢の島マリナーは、株式会社東京テレポートセンターに無償貸付されており、マリナー使用者が負担する料金は、全て同社の収入に計上されている。</p> <p>224百万円の事業総利益を計上していることに照らしても、施設使用料を徴収することを検討するべきである。</p> <p>なお、施設の整備に係る部分は、都と株式会社東京テレポートセンターとの負担関係が曖昧になるため、使用料を徴収した上で、施設の整備は都で行う必要がある。</p>	平成19年度について、株式会社東京テレポートセンターに対して、マリナー施設を有償で貸し付けた。	改善済
5 (109)	指摘	海上公園駐車場貸付料について	<p>港湾局所管の海上公園の駐車場のうち6ヶ所は、財団法人東京港埠頭公社並びに株式会社東京テレポートセンターに原価負担率が約4割から9割の水準の使用料をもとに貸し付けられ、運営されている。</p> <p>今後、一括貸付使用料は、個々の資産の適正価格から算出した、原価に基づく使用料による必要がある。</p>	<p>平成19年度改定で、すべての海上公園の駐車場(1号・2号・3号)の使用料について、1.5倍を限度に改定した。</p> <p>これにより、お台場海浜公園1号駐車場、大井ふ頭中央海浜公園2号駐車場、辰巳の森海浜公園1号駐車場以外の駐車場は、原価負担率100%を達成した。未達成の上記3公園についても、次回の改定時(平成20年度)には、達成する見込みである。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
6 (112)	指摘	財団法人東京港埠頭公社が営む駐車場用地の使用料減免について	<p>財団法人東京港埠頭公社が収益事業として営む駐車場用地の使用料を120,529千円減額しているが、公社の駐車場事業は、収益事業の一般管理費をすべて負担したうえで、128,537千円の税引前利益を計上し、44,000千円の法人税等を計上している。</p> <p>使用料等の減免額が公社の収益事業の利益に結びついている現状に照らすと、大半の駐車場で50%の減額を実施することが適正と認められるかについて見直す必要がある。</p>	<p>1 海上公園の駐車場について 公園施設の駐車場として公共性に鑑み、引き続き50%の減額を継続する。</p> <p>2 月極駐車場について 平成16・17・18年度の公社の収益事業の決算を踏まえ、平成19年度の取り扱いについては、全駐車場の貸付料減額率を25%とする。</p>	改善済
7 (116)	指摘	建設発生土処理事業の事業資産の帰属の整理と発生土受け入れ料金の適正化について	<p>受託事業である建設発生土処理事業で、公社が事業資産を固定資産として取得し保有することは、事業の性質上望ましくなく、全ての事業資産を都に帰属させた上で、公社に剰余金が生じた場合は、今後の事業動向等を勘案のうえ、原則として毎年、都へ納付させる必要がある。</p> <p>また、建設発生土処理事業に係る資本費を含む費用の総額を明らかにし、受入料金で回収すべき費用を明確に把握したうえで、受入料金を算定すべきである。</p>	<p>1 公社が建設発生土処理事業で取得、保有している財産を、平成17年度末に全て都に帰属させた。</p> <p>2 剰余金は、平成17年度末に15億円を納付させた。5ヵ年計画については検討を進めてきたが、平成20年度の公社の民営化に伴い再検討を行う。</p> <p>3 平成19年度の受入料金の決定に当たり、資本投下した費用の回収が必要かどうか精査を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
8 (117)	指摘	広域事業の輸送コストに関する交渉継続について	<p>建設発生土を、地方港湾へ埋立用材として船舶輸送する事業について、受入自治体等との受入の日程調整や輸送は、株式会社建設資源広域利用センターが行い、センターに建設発生土を引き渡すところまでが財団法人東京港埠頭公社の業務である。平成16年度は、センターに1m³あたり2,350円を支払って発生土を引き渡している。</p> <p>センターは、4億円余の税引前当期純利益が計上されているが、一方で、公社の広域事業では損失が発生している。</p> <p>配分額の決定に当たっては、さらにセンターとの交渉を行う必要がある。</p>	<p>平成18年度は地方港湾の受入土量の減少に加え、遠隔地化や石油価格高騰による輸送経費の増大等広域事業を取巻く環境が悪化した。</p> <p>このため、新海面処分場の延命化に資する広域事業を安定的に継続することを目的として、平成19年度は輸送先及び輸送土量等に基づいて輸送に係る経費単価を定めることとした。</p>	改善済
13 (119)	意見	水底土砂の有効利用に係る業務委託の経済性の確保について	<p>都から公社への委託金額が、平成16年度で1,364百万円と多額であることに鑑みて、少なくとも公社に委託することにより、経済性が損なわれることの無いよう、港湾局は、委託費の内容を十分に精査する必要がある。</p> <p>事務管理費は、交通船借上費を除き、37,725千円であるが、人数比により配分したのもあり、当該業務の実態に即して積み上げた金額とは言えない。原則として、実際の業務の積み上げによる事務費を把握して、経費削減を促す必要がある。</p>	<p>平成18年度及び平成19年度の契約に際し、公社に設計書を提出させ、委託費の内容を精査した。また、可能な限り事務管理費を実態に合わせ積み上げるよう指導するとともに、本社経費等の公社全体の事務管理費の一層の削減を求め、人件費及び賃借料等を削減した。</p> <p>なお、平成20年度の予算要求においても、事務管理費を実態に合わせ積み上げるよう指導を行った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
14 (123)	意見	竹芝客船ターミナル及び竹芝ふ頭公園の管理の経済性・有効性の確保について	<p>竹芝客船ターミナルと竹芝ふ頭公園は、財団法人東京港埠頭公社と株式会社東京レポートセンターが公募を経ることなく指定管理者として指定されている。</p> <p>監理団体である公社と株式会社東京レポートセンターを指定管理者に特命したことが、競争原理を通じた財政支出の削減と民間のノウハウの活用によるサービスの向上、それによる施設の活性化という指定管理者制度導入の趣旨にそむく結果とならないよう、民間事業者のコスト水準を念頭に置いて経済性の確保に努める一方、施設振興による有効性の確保のため、サービス水準等についてモニタリング等により都民の声を聞き、反映する必要がある。</p>	<p>1 意見を踏まえ、月例報告や現地調査等によりサービス水準や経済性の確保を確認、指導した。</p> <p>2 イベント開催時等利用者の多い時期にモニタリングとしてアンケートを行い利用者の要望等を調査したほか、船社等に対するアンケート調査も実施した。また、臨港広場等のスペースを活用し「屋台村」「しまじまん」等のイベントを実施した。</p> <p>3 管理経費については、平成16年度から比べると清掃費や設備費、警備費等が削減できている。</p>	改善済
15 (125)	意見	より経済性と事業の有効性を保つ契約方法の検討について	<p>港湾局における契約手続について、より経済性と事業の有効性を保つ方法として、例えば、港湾局における契約においても電子入札制度を導入することや、契約の性質によっては、総合評価入札制度の導入を検討することが考えられる。</p>	<p>1 電子入札については、平成18年度第2四半期以降、全面実施している。</p> <p>2 総合評価方式については、施工能力審査型総合評価方式の試行を行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
9 (126)	指摘	リース契約の更新時における特命随意契約の見直しについて	ファクシミリの賃貸借はいわゆるリース契約であるので、リース期間中において特命随意契約とすることは現実的対応であるが、更新時においてまで特命随意契約とすることは、必要以上に参入機会を喪失させている。ファクシミリの賃貸借契約の更新時においては、競争入札とする必要がある。	平成19年度のファクシミリリース契約更新時については、競争入札を実施した。	改善済
16 (127)	意見	港湾情報システムのアクセスコントロールについて	東京港港湾情報システムの利用者には、係ごとにIDを付与して、個人ごとにはIDを付与していない。個人単位のID付与、ID・パスワード管理の強化、そしてログの取得・保管から遡及による利用者個人の特定を可能にすべきである。	平成18年11月1日から個人ID・パスワードでの運用を開始した。 なお、ID、パスワードの運用及び管理方法を定めたセキュリティ基準を平成18年11月1日付で策定、実施した。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
10 (128)	指摘	システムのバックアップ体制の整備について	<p>東京港港湾情報システムの全面ダウン時における業務継続などに関しては、個々のシステム担当者の意識にはあるものの、組織としての文書化がなされていない。</p> <p>コンティンジェンシープラン（緊急事態発生時対応計画）を策定することにより、システム罹災時における、復旧プロジェクト体制、代替的な必要最小限の業務継続方法、情報システムの迅速な復旧方法、データのリカバリ手順などを予め規定しておく必要がある。</p>	<p>1 災害時における代替機の提供期限については、平成18年度リース契約から、提供期限を新たに規定した条項を契約に盛り込んだ。</p> <p>2 東京港港湾情報システムの緊急時対応計画策定については、本システムに関する専門的・技術的支援を受けるため平成19年6月に外部委託を行い、各業務のシステム依存度、システム罹災時における迅速な復旧方法、データリカバリ手順等について検討し、平成19年11月に緊急時対応計画を策定した。</p>	改善済
11 (129)	指摘	システム室の入退管理等について	<p>システム室については、入退管理に関する規定がなく、どのように記録をとるか、記録を何年保管するか、入室承認を誰がするかなどが明記されていない。</p> <p>明確な規定を設け、一定水準以上のセキュリティを確保する必要がある。</p> <p>また、サーバー専用室には、極力、可燃物を保管、放置しないようにして、火災のリスクを最大限に回避する必要がある。</p>	<p>システム室への入退室管理等については、具体的な内容について規定したセキュリティ基準を平成18年11月1日に作成した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
17 (130)	意見	港湾局所管公営企業会計システムの契約内容の見直しについて	<p>天災事変その他不可抗力によって、機器類が滅失又はき損して使用不能となった場合、代替品の提供が不可能な時は、システムを停止せざるを得なくなるので、契約上、同等の物件の確保を義務付けておくことが望ましい。</p> <p>また、この物件が使用不可能になってから何日以内に同等の物件を提供するのかを明記することが望ましい。</p>	<p>1 平成17年度の契約書より物件確保に関する条項を追加した。</p> <p>2 新たに「準公経理会計システム コンティンジェンシープラン」を策定した。</p> <p>3 東京都高度情報化推進システムの港湾局掲示板に港湾局準公経理会計システムDBを設置し、利用者は常時閲覧可能とした。</p>	改善済
18 (131)	意見	港湾局所管公営企業会計システムの開発基本方針の見直しについて	<p>「港湾局所管公営企業会計システムの開発基本方針」には、システムのセキュリティに対する考え方などが特に記述されていない。</p> <p>開発基本方針の中に、システムに関するセキュリティ方針も盛り込み、この方針に基づいて、開発過程においてシステムが備えるべきセキュリティ機能などが仕様化されるようにすることが望ましい。</p>	<p>港湾局準公経理会計システム管理運営要綱、港湾局準公経理会計システム利用要領及び港湾局準公経理会計システム保護管理方針を平成17年度に策定し、平成18年度に施行した。</p> <p>また、東京都高度情報化推進システムの港湾局掲示板に港湾局準公経理会計システムDBを設置し、利用者は常時閲覧可能とした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
19 (137)	意見	ホームページの管理と有効活用について	<p>印刷物とホームページで提供する情報を一元的に整理し、ホームページの更新方法と時期をマニュアル化するなどにより、情報の精度向上と業務の効率性向上に努める必要がある。</p> <p>なお、海上公園に関する情報は、両社のホームページにリンクする形で提供されているが、指定管理者制度の導入に伴い、港湾局として情報を一元化して充実を図るべきである。</p>	<p>1 平成17年度にホームページを改訂し、平成18年度のトップページへのアクセス件数は対前年度比で約90%アップになった。</p> <p>2 海上公園については基本情報の提供を局ホームページに一元化し、各公園の詳細な情報はリンクを貼った指定管理者のホームページで提供する方法をとり、役割分担を明確にした。</p> <p>3 ホームページ管理についてのマニュアルである「港湾局ホームページ管理運営要綱」等を港湾局IT会議やホームページ研修等で周知するとともに、「港湾局広報取扱要綱」を策定し、広報全般にかかるチェック体制を確立した。</p>	改善済
20 (137)	意見	広報用印刷物の管理の充実と削減について	<p>海上公園施設に関するパンフレットについては、施設案内の情報発信が一元管理されておらず、一部の情報が重複している。</p> <p>既存パンフレット等をホームページに掲載するなど、電子媒体による情報提供を充実させるとともに、情報掲載した印刷物については、その利用実態を踏まえ、経費削減の観点から作成部数について検討すべきである。</p>	<p>1 平成18年度に「港湾局印刷物審査委員会」を設置し、作成目的、必要性、印刷部数等の審査を実施する仕組みを整備した。</p> <p>印刷物審査委員会では、より充実した印刷物とするため掲載内容やレイアウト等の検討を行うほか、印刷物の統合や廃止、発行周期等の検討を行い、印刷物の見直しを実施した。</p> <p>2 新たに作成するパンフレット等はデータ化を図るよう調整し、できるものからホームページにアップした。</p> <p>3 海上公園のパンフレットは東京都と指定管理者の間で作成目的を明確にし、都が作成している海上公園ガイドをPDFファイル化し、ホームページからダウンロードができるようにした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
21 (137)	意見	臨海副都心の来訪者数について	<p>「数字で見る臨海副都心」として、臨海副都心地域の来訪者数、居住者数、就業者数をホームページで情報提供しているが、数字の根拠に疑義を生じないためにも、少なくともどのようにして把握した数字であるかを明らかにする必要がある。</p>	<p>平成17年度に、数字の根拠に疑義が生じないように来訪者数等の集計方法をホームページに掲載した。 注釈例 就業人口：就業人口は毎年12月現在の進出事業者等のアンケート調査により集計している。</p>	改善済
22 (141)	意見	新東京丸の一層の有効活用について	<p>新東京丸の運航維持費用は、資本費を考慮しない年度費用が102,382千円であり、利用者6,834人の1人当たり約15千円と計算される。</p> <p>資本費に1,057,397千円を投下していることも含めて、新東京丸に係るコストを認識した上で、利用日の更なる拡大などにより、一層の有効活用を図る必要がある。</p> <p>また、臨海開発部は、臨海地域開発事業会計で新東京丸に係るコストを負担していることを十分認識して、臨海副都心地域への企業誘致などに、一層積極的に活用すべきである。</p> <p>なお、竹芝小型船ターミナルは、竹芝ふ頭と日の出ふ頭を結ぶ位置にあることから、より多くの都民により利用されることが望ましい。</p>	<p>1 新東京丸について (1) 「東京港視察船運航管理要綱」を改定し、予約方法の改善や利用者制限の緩和等の条件整備をするとともに、運休日の見直しやドック期間の短縮により視察船利用日を拡大した。 (2) 託児付き親子乗船会や夏休み親子乗船会等の企画乗船会のほか、教師養成塾のゼミ（教育庁）や障害者週間企画乗船会（福祉保健局）等、他局とのタイアップ事業等も実施した。 上記のような改善や活用等を行った結果、平成18年度乗船者は対前年度比で約40%アップした。 (3) 民間への企業誘致説明会や海外研修団の視察の際に、臨海副都心地区の開発・用地販売等をPRする目的で視察船を活用した。</p> <p>2 竹芝小型船ターミナルについて 竹芝小型船ターミナル1階の一部を港湾関係者に使用許可し、施設の有効活用を図った。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
12 (144)	指摘	物品の適切な台帳 記入と現品管理の遂 行について	<p>物品の自己検査および検査報告によれば、本庁、東京港管理事務所、東京港防災事務所および東京港建設事務所の物品管理は適正と報告されている。</p> <p>しかしながら、物品管理者別物品一覧表及び備品供用票と現品の照合を行った現品がないもの、物品管理番号が相違しているもの、廃棄されていない不用品、および帳簿の不整備が発見された。</p> <p>実地棚卸を毎期末までに確実に言い、現品を確認のうえ物品管理番号を付すべきであり、不用品については、他に転用の可能性のないものは所定の手続きにより廃棄すべきである。</p> <p>物品が公有財産であるという意識を十分持ちながら、自己検査と検査報告を適切に遂行する必要がある。</p>	<p>物品管理者別物品一覧表と現品の照合確認を行い、用途廃止するものについて廃棄処分（取り壊し等）することとした。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
23 (152)	意見	<p>海域（水先区）の制度改善に向けた意見聴取と国への働きかけについて</p>	<p>安全を確保しつつ、東京港の振興のために、港湾コストの引き下げに繋がる海域（水先区）の制度見直しに向けた利用者からの改善要望等の意見を聴取し、国への働きかけを可能な限り行う必要がある。</p>	<p>平成19年4月に改正水先法が施行され、ベイ水先区とハーバー水先区が統合され、水先料金が省令料金制から上限認可制へと規制が緩和された。しかしながら、水先料金については1年間の経過措置が施され、現在国において、上限設定の仕組みづくりを行っているところである。 また、一層の水先業務運営の効率化や水先料金の低減を図るため、現在水先人会等関係団体との意見交換や国への働きかけを行っているところである。</p>	改善済
24 (152)	意見	<p>分かりやすい港湾コスト情報の提供促進について</p>	<p>船社にとっては、東京港内だけでなく、東京湾内コストを含んだ東京港を利用するためのトータルのコストが経営戦略上重要な港湾コストであるため、港湾局は、東京港の利用に伴うトータルコストについての、分かりやすい情報提供を行なうことが望ましい。</p>	<p>平成18年5月に発行した東京港料率表2006から横須賀水先区水先人と警戒船のタリフの掲載を完了した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
25 (152)	意見	港湾関連コストのホームページでの公表について	<p>海外の船社・代理店を含めたより多くの利用者が東京港の利用料金について情報を得やすくするためには、自らが徴収する料金のみではなく、港湾局が知るところである港湾関連コストもあわせ、ホームページでも公表することが必要である。</p>	<p>平成18年5月に、東京港料率表2006の発行とホームページへの掲載を完了した。</p>	改善済
26 (156)	意見	EDIシステムとWEBシステムの利用促進について	<p>外航船舶のEDI利用率は、53.5%（平成16年度）に留まっているため、利用率向上を積極的に働きかける必要がある。</p> <p>東京港港湾情報システムのWEBシステムにより、入港届等の電子申請を受け付けているが、WEBシステムを利用した海上バス等の船舶の申請は1件もなく、すべて職員が入力をしている。</p> <p>内航船舶については、管理事務所海務系の業務を効率化するため、WEBシステムを利用した申請への協力を働きかける必要がある。</p>	<p>外航船、内航船の利用者に係船申請時等にシステム環境を聞き、電子申請を働きかけている。</p> <p>外航船でシステム環境が整っている利用者に対して重点的にEDIシステムの利用を働きかけた結果、外航船のEDI利用率は、平成16年度の53.5%から、平成18年度の84.3%へ向上した。</p> <p>また、内航船については、平成17年度まで電子申請は1件も無かったが、海上バス等の内航船に対して直接会社訪問するなどして電子申請の利用を要請し、併せてシステムの一部修正を行うなどした結果、平成18年度から大口利用者が電子申請の利用を開始し、利用率は17.8%（5800件）になった。</p> <p>引き続き積極的に外航船、内航船の利用者に対し、電子申請の利用を働きかけていく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
27 (160)	意見	インセンティブ制度の効果の把握・検証について	<p>インセンティブ制度の利用状況の体系的な分析により、取扱量の増加、日曜荷役の増加等の効果と課題を把握・検証すべきである。</p> <p>また、取扱量の増加による収入増とインセンティブ付与による収入減（減免額）の相互関係を分析することでその効果と課題を把握し、インセンティブ制度の改善を検討するための資料整備が必要である。</p>	<p>インセンティブ導入効果の検討に係る参考とするため、スーパー中枢港湾6港及び博多港で採用されているインセンティブの適用条件について情報収集を行った。また、港湾情報システムを活用し、平成16年度から平成18年度までの入港料、係留施設使用料及びガントリークレーン使用料等について、データの集計・整理を図った。</p> <p>本制度が貨物取扱量や都財政に与える影響については、その分析手法等を含めて、現在検討を行っているところである。</p>	改善済
28 (164)	意見	原価回収を基礎とする使用料の算定について	<p>上屋及び野積場の定期使用制度は、施設ごとの利用者の異動が少ないという現状の中で、原価を下回る使用料で上屋、野積場等の港湾施設を使用し続ける結果とならないよう、原価回収を基礎とした使用料金の算定に心がけるとともに、港湾局も一層の効率化によるコスト削減に努め、受益者負担の適正化に向けた検証を行っていく必要がある。</p>	<p>六大港湾協議会の会員である7港に対して、上屋及び野積場の原価回収に関する実態調査を行った。</p> <p>この結果、他港もほぼ東京港と同様に、原価回収を原則とした使用料を設定していることが確認できた。（土地代、減価償却費についても、原価要素としている。）</p> <p>上屋・野積場の使用料については、平成17年度に実施した「受益者負担の適正化調査」においても、原価負担率が100%を下回っているが、平成15年度調査と比較すると、上屋83.9% 92.2%、野積場61.5% 65.5%と上昇している。このため東京都としては前回調査に引き続き原価負担率100%を達成できていないが、政策的な料金としては理解されるものと認識している。</p> <p>平成19年度においても同調査が行われる予定であり、引き続きわが国の港湾を取り巻く環境等を踏まえ、受益者負担の適正化にむけた検証を確実にやっていく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
29 (166)	意見	東京港管理事務所の業務のチェックリスト整備等について	<p>東京港管理事務所のふ頭係の業務に関する規定がなく、ふ頭係の自主的な施設点検・巡回業務となっており、その必要性、効率性を測定できないのが現状である。</p> <p>施設点検・巡回業務については、チェックリストの整備などにより業務の効率化を図る必要がある。</p>	<p>平成17年度に施設点検・巡回業務の実施マニュアルとなる「ふ頭運営課業務実施要領」を策定した。その中で巡回・点検業務実施時におけるチェックリストを整備し、平成18年度から、当該実施要領に基づく施設点検・巡回業務を実施している。</p> <p>主要な係留施設の劣化・損傷等をより早期に発見するため、平成19年5月に当該要領を改正、従来の陸上からの監視に加え監視艇等による海上からの一般点検を実施している。</p>	改善済
30 (171)	意見	大井北ふ頭公園予定地のバン・シャーシプールとしての利用について	<p>バン・シャーシプールは、各船社バースの背後に確保することが困難な状況で、各所に点在し、経営上非効率となっているとともに、渋滞発生の一因となっている。</p> <p>上記の問題点解決に資するため、大井北ふ頭公園予定地をバン・シャーシプールとして利用することが考えられる。</p> <p>国道357号計画について、国と十分に調整の上、工事に必要な面積、時期を早期に把握し、その上で利用の可能性について検討を進めることが望ましい。</p>	<p>国道357号線工事に関係しない用地については、品川区の貸付期間を満了し、平成18年6月に返還された。返還後、大井地区交通対策としてシャーシプールを整備し、10月より供用開始した。</p> <p>一方、国道357号工事に関する用地については、品川区への貸付を平成19年度末頃までとし、返還することが合意された。</p> <p>その用地返還後、国道整備に関する計画について、国と調整を図ってきたが、国の計画決定が遅れている。</p> <p>国の計画決定まで時間を要するのであれば、その期間バンプール施設用地として利用可能か関連部と調整していく。</p> <p>一方、土地利用計画、海上公園計画決定されているため、バンプール等の埠頭用地として本格的に利用するためには「港湾計画」を変更する必要がある。今後その整理を進めていく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
31 (175)	意見	港湾管理者が負担する港湾厚生施設の範囲の明確化について	港湾厚生施設の整備に際しては、東京都が無償で提供する港湾厚生施設に関する考え方を、現在の社会経済情勢と港湾作業の実情に即して整理したうえで、港湾機能の円滑な遂行のために、港湾厚生施設に対する公・民双方の資金の負担方法などについて、都と港湾事業に携わる関係者との間で議論を進める必要がある。	「港湾厚生施設のあり方検討会」を延べ4回開催し、関係者間で議論を行った。施設区分別に利用状況・採算性・必要性等の分析及び他港（7港）の調査結果等について検証した。その結果、港湾厚生施設の提供については原則として無償で提供していくものとする。ただし、施設整備費については、施設区分に応じて、経営採算性等を考慮したうえで、民間事業者の負担を求めることとした。	改善済
32 (176)	意見	港湾厚生施設の改修に係る施設運営者との負担区分の明確化について	港湾厚生施設は、施設の土地、建物等は、東京都が負担して提供し、財団法人東京港湾福利厚生協会他に施設の使用許可をしているが、今後、施設改修の増大が見込まれることを踏まえ、利用料金を収受している施設運営者の財務状況を吟味した上で、施設改修に関する都と施設運営者との役割分担を明確に整理する必要がある。	「港湾厚生施設のあり方検討会」を延べ4回開催し、関係者間で議論を行った。施設運営者の財務状況の分析及び他港（7港）の調査結果等について検証した。その結果、現行の実施要領（負担区分）を見直し、利用者サービス向上のための増改築等については、施設運営者が実施することとした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
33 (180)	意見	港湾局海岸保全施設管理職員住宅の使用料減免について	<p>海岸保全施設管理職員住宅は東京都職員住宅管理規則に定める第1号住宅とされ、使用料は100%減額されている。</p> <p>外出届の提出や定期訓練の召集などの制約はあるものの、一定の生活が確保されている現状に鑑み、海岸保全施設管理職員住宅の使用料をすべて公費が負担することが適当であるかについては、東京都の他の使用料を減額している職員住宅入居者との比較の上、検討する必要がある。</p>	<p>職員住宅のあり方については、職員住宅を所管している総務局が所管局として、総合的な検討を行なうことになっており、総務局が職員住宅使用料や減額率の改定に向けて各種調査を実施することとしている。このため、当局の海岸保全施設管理職員住宅の減額率の見直しについてもこの全庁的な検討を踏まえて実施する。当局では、職務住宅の減額率改定及び具体的な使用料について職員団体に提示し、交渉を始めている。職員団体には、他の職務住宅の使用料減額率とのバランスなどを説明し理解を求め、早期使用料徴収を目指す。</p>	改善済
34 (183)	意見	海外貨物誘致・東京港荷主誘致活動効果の検証について	<p>海外貨物誘致活動および東京港荷主誘致活動に係る誘致活動費として費やされた金額は5,882千円である。</p> <p>誘致活動を実施する上では、荷主などに対するフォローアップを行い具体的な成果に結びつけるべきであり、今後実施する海外貨物誘致においては、より効果的な誘致活動を実施することが望ましい。</p> <p>荷主誘致活動の「東京港のつどい」では、平成16年度に初めて参加者へのアンケートを実施しているが、アンケートを実施する以上、問題の解決に向けた体系的な管理を実施し、その効果を具体化することにより、荷主誘致活動の成果を検証することが、平成17年度以降の効率的な事業推進にとって肝要である。</p>	<p>1 海外船社等からの東京港データの照会について適宜回答するとともに、2007年東京港ハンドブック（英語版）等の関連資料を送付し、継続的なフォローアップを行った。</p> <p>2 平成18年度のアンケートから得られた意見及び「利用者の声検討会」での意見交換を踏まえ、平成19年度の「東京港のつどい」の開催に当たっては、これまで東京港を利用したことのない荷主の参加を促すなど、より効果の見込まれる手法の検討を行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
35 (185)	意見	公共水域における 放置船舶の取締りに ついて	<p>公共水域における放置船舶については、河川に入ると、国土交通省もしくは東京都建設局の所管になり、また他港に入ると他の港湾管理者の所管になるため、港湾局は、他の管理者等との連携を尚一層強化し、放置船舶の取締りに当たるとともに、船舶の放置防止対策として、関係局と協力して係留施設を確保し、放置船舶の減少に努めることが望ましい。</p>	<p>1 平成19年7月に八都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議が開催され、各港湾管理者等と意見・情報交換を行った。 2 放置船舶の状況について、建設局と随時情報交換を行うとともに通常の水面監視活動等を通じ指導、警告を粘り強く行っている。 3 平成19年8月に東京都船舶係留適正化連絡会を開催し、建設局及び周辺の河川管理者等（国・埼玉県・公園協会）と意見・情報交換を行った。 放置船舶数の推移(港湾)：57(平成18年度) 27(平成19年度)</p>	改善済
36 (187)	意見	港湾道路等への不法 投棄物の減少策と 処分の効率化につ いて	<p>飲料缶、ペットボトル等は、通行車両等からコンビニの袋ごと、捨てられているものが多いという説明であり、港湾関係者の理解と協力も得て、不法投棄を減らす必要がある。 また、道路上の廃棄物と埋立地の廃棄物とを、同じ敷地内にエリアを区分して保管しており、別々に処分しているが、一括して処分することにより、効率化を図る必要がある。</p>	<p>1 東京都トラック協会に対して平成18年5月に、不法投棄防止の周知について文書による協力依頼を行い、関係者への周知を図った。平成19年度も協力を依頼する。 2 廃棄物一括処理について、平成18年度以降、東京港管理事務所において、東京港防災事務所分も一括して処理を行っている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
13 (189)	指摘	使用料・手数料の 収入未済額の管理に ついて	<p>使用料・手数料の収入未済額については、最終的に入金されるまで、督促、再督促の履歴が分かるように個別に台帳を整備する必要がある。</p> <p>また、明らかに今後の回収が見込まれない収入未済額については、債権管理事務の効率化の観点から、所定の手続きにより不納欠損処理する必要がある。</p>	<p>1 滞納案件に係る個別の台帳は平成17年度に整備した。</p> <p>2 平成17年8月24日における収入未済額17,095千円に対し、平成19年5月31日現在、約7割に当たる11,925千円を処理した。 (回収 9件1,477千円、不納欠損処理 10件10,448千円)。</p> <p>なお、この間新たに発生した収入未済額が1,768千円あるため、残収入未済額 6,938千円となっているが、今後も、財産基礎調査等により適正に処理して行く。</p>	改善済
37 (190)	意見	災害発生時の民間 協力団体との協定に ついて	<p>災害が発生した場合の復旧活動のために、民間協力団体と協定を結んでいる。</p> <p>協定書は自動継続しておりその効力に問題はないが、協定の相手方の中には、合併により社名が変わっているものがあり、定期的に報告を求めるように努めることが望ましい。</p>	<p>各協定締結部署と民間協力団体との間に連絡会を設け、定期的に協定内容の見直し、確認を図るとともに、協定内容に変更等がある場合は速やかに総務部で情報を把握、集約する体制を整えた。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
38 (196)	意見	決算書における会計処理方法の説明について	<p>決算書の利用者がその内容をより良く理解するため、以下の事項については、決算書等において会計処理方法の説明をすることが望ましい。</p> <p>完成埋立地及び未成埋立地並びに埋立地処分原価及び臨海副都心用地処分原価の算定方法</p> <p>企業債利息及び取扱諸費等に関する会計処理方法 (未成埋立地に建設利息が算入されている旨、利息の範囲と金額、延払利息の発生理由と発生金額、企業債発行差金の処理方法)</p>	<p>1 平成17年度以降の東京都臨海地域開発事業会計決算書において、公認会計士の意見も踏まえ注記を充実させた。</p> <p>2 平成17年度以降の決算説明資料において、該当する科目の説明を詳細にした。</p>	改善済
39 (196)	意見	年賦未収金と年賦未収引当金の科目表示について	<p>年賦未収金と、年賦未収引当金は、備忘的に計上された対照勘定であり、企業会計の適用を原則としながら、このような対照勘定に引当金の名称を使用することは誤解を招きやすく、決算書の理解の妨げになる。</p> <p>年賦土地売却未収金と年賦土地売却見返り等、対照勘定であることがより明らかになる名称を付することが望ましい。</p>	<p>東京都臨海地域開発事業会計の勘定科目を平成18年3月に改正した。</p> <p>固定負債の部「年賦未収引当金」の勘定科目を廃止し、「その他固定負債」に合算し表記した。</p> <p>なお、本件勘定科目に計上されている分割調定は、平成19年度で完了する予定であるため、新たな事例が発生した場合は、その具体的な内容を踏まえて勘定科目名称を検討する。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
40 (196)	意見	未成埋立地の控除項目とされている雑収入の内容説明について	決算書の利用者が理解しやすいよう、雑収入が未成埋立地の控除項目とされている理由と、控除対象とされる事業ごとの内訳を注記などで説明することが望ましい。	平成17年度以降の東京都臨海地域開発事業会計決算書において、公認会計士の意見も踏まえ注記を充実させた。 なお、浅場造成事業の完了後、「羽田沖埋立地区事業費」と「雑収入」を相殺処理する。	改善済
41 (197)	意見	その他固定負債の原価見返額の内容説明について	臨海地域開発事業会計決算書の原価見返額という科目は、臨海地域開発事業会計に特有のものであり、決算書に、内容に係る説明と対象となった事業費ごとの未成埋立地の金額を注記することが望ましい。	平成17年度以降の東京都臨海地域開発事業会計決算書において、公認会計士の意見も踏まえ注記を充実させた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
14 (203)	指摘	原価計算上の執行 予定面積に含まれる 販売困難土地について	<p>港湾計画埋立地区の処分計画面積には、早期の売却には適さないと考えられる土地が含まれている。</p> <p>このような土地を原価計算上の今後執行面積に含めていることは、処分土地の原価を引き下げることになるものであるため、会計管理上望ましいとは言えず、本来の管理者に土地の所管を移し、不要となった時点で、あらかじめ原価計算上の対象面積に含めることが必要である。</p> <p>なお、決算書が、港湾局の埋立事業の実態をより反映するよう、開発計画の担当部署と、決算書を作成する部署が緊密に連絡を取り、港湾局自らが土地の状況を精査して、原価計算上の今後執行面積を、土地の実態に合わせる必要がある。</p>	<p>原価計算上の販売困難土地としていた地盤沈下観測所用地(品川区八潮一丁目)については、原価計算の対象除外地である旧南部庁舎敷地(局事業用地)に移設する。</p> <p>一方、移設後の用地は、原価計算上の対象地として、売却に向け、調整をしている。また、辰巳地区地盤観測所用地については、所管部署で行政財産用地への移設に向け調整中である。</p> <p>今後とも、関連部署間で緊密に連絡を取っていく。</p>	改善済
42 (203)	意見	未成埋立地の処分 原価単価が広範囲で 同一であることが財務 諸表に与える影響 について	<p>臨海地域開発事業会計における未成埋立地の処分原価単価は、港湾計画埋立地区、臨海副都心地区ごとに単一で算出されており、売却価格は異なるのに対し、払出原価は単一であるため、売却価格の高い土地が先に売却されると利益が先取りされることとなる。</p> <p>港湾局は、臨海地域開発事業会計の埋立地処分原価計算に内在するこのような状況を数値的に把握して、未成埋立地の算定方法に関する情報を決算書上で開示することが望ましい。</p>	<p>平成17年度以降の東京都臨海地域開発事業会計決算書において、公認会計士の意見を踏まえ注記を充実させた。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
43 (204)	意見	完成埋立地の処分 原価残価格と時価との乖離について	<p>臨海副都心地区の完成埋立地は、平成2年以降、埋立地の長期貸付等に伴い、長期貸付契約時点の原価単価に基づき振替られてきているが、土地の時価評価額が契約当時に比べて低下している実勢があり、完成埋立地の単価は、現在の時価に比べると乖離が生じている。</p> <p>港湾局は、土地に係る時価と原価との乖離については、経営管理上、每期把握する必要がある。</p>	<p>時価については、これまで台場の一地点のみ標準地として比準してきたが、これを台場青海（2地点）及び有明の4地点に拡大し、より適正な時価を算出することとし、併せて定期的に原価との乖離について把握することとした。</p>	改善済
44 (204)	意見	遊休資産の管理等 について	<p>臨海副都心地区の総事業費の中には、青海南ふ頭公園地下駐車場（取得価格3,082,146千円）や共同溝展示室（取得価格317,282千円）のように、社会経済状況の変化等により現在遊休とされている資産の建設費も算入されている。</p> <p>これらの資産は、行政が保有する財産の公益性の観点からも従来の利用方法のままではすでに資産性を失っていると考えられ、新たな観点から利用方法や施設の廃止等、管理方法の抜本的検討を行うことが必要である。</p>	<p>1 共同溝展示室について 借受要望者に利活用の観点から財産規定を緩和した貸付条件を提示していたが、借受けが難しい旨の回答があった。今後、整理した借受条件を踏まえ、公募による借受者等を求めていく。</p> <p>2 地下駐車場について 借受希望者と技術的な事項等について協議中であり、協議が整い次第、普通財産へ変更し、貸付等を行う。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
45 (204)	意見	未成埋立地に算入する仮設備と固定資産勘定で処理する資産の現品管理について	未成埋立地の中には、車両運搬具やパソコン等が仮設備として算入されている。 車両やパソコンのように、埋立地造成事業以外にも転用可能な資産は、未成埋立地に算入する仮設備であるか、有形固定資産であるかが区分できるシールを貼付するなど現品管理を適切に行う必要がある。	仮設備台帳、固定資産台帳と現品との照合確認を行い、パソコン等工具器具及び備品については、区分シールを貼付した。 毎年度末までに、仮設備台帳、固定資産台帳と現品との照合確認を行っている。	改善済
46 (206)	意見	退職給与引当金の計上について	職員の退職金支給額は、引当金というよりも、むしろ債務として確定しているものであり、臨海地域開発事業会計が負担すべきコストの把握の観点から退職給与引当金の計上を検討する必要がある。 なお、退職給与引当金の計上を検討する必要があることは、港湾事業会計においても同様である。	総務省の報告書によれば、公営企業会計における退職給与引当金の計上は、特に法令による定めがなく、計上することを適当としながらも、今後、さらに地方公共団体の実態を踏まえ、そのあり方について検討していくこととしている。 当局の準公営企業会計についても、引当金の計上に向けた検討を重ねてきたところであるが、こうした情勢に加えて、一般会計との調整等、構造的課題もあることから、今後、公営企業会計を取り巻く制度整備の動向等を注視しつつ、関係局との調整を継続していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
15 (206)	指摘	企業債の発行差金の会計処理について	<p>転貸債と建設元利金債に係る支払利息及び取扱手数料を損益計算書に計上する一方、企業債発行差金を未成埋立地に算入することは、合理的な理由が乏しいため、今後建設元利金債を発行する場合には、企業債発行差金を繰延資産として計上し、月割償却額を費用計上するべきである。</p>	<p>平成17年度以降、19年度に至るまで建設元利金債を発行していないため、今後、建設元利金債を再度発行する際において実施する。</p>	改善済
47 (211)	意見	企業債の発行金額、期間のより精緻な管理等による資金の効率化について	<p>転貸債の償還が開始したことに伴い、建設元利金債を発行している。期末の現預金残高は146,787百万円で、当面は企業債を新規に発行しなくとも、手持現預金で企業債の償還が可能な資金状況となっている。</p> <p>資金を効率的に使用することにより期待できる金利削減効果も大きいと、資金効率化に努めることは重要であり、資金需要と金利負担の状況を十分勘案した上で、発行金額、期間をより精緻に管理し、資金の効率化と金利の節減を図る必要がある。</p> <p>なお、地方債発行協議制移行の趣旨を踏まえ、企業債の精緻な発行管理による資金の効率化を図ることが求められる。</p>	<p>平成17年度における都市基盤施設引取経費の支出について内部留保資金を活用するとともに、平成17年度以降、建設元利金債等の起債は実施しないこととした。</p> <p>また、新たに資金管理運用委員会を設置し、平成19年3月23日開催の同委員会において決定した「平成19年度資金運用計画」に基づいて、4月以降、2年程度の長期運用（概ね650億円の財投機関債、国債等の債券購入）を実施している。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
48 (213)	意見	臨海トンネル等と レインボーブリッジ の監視業務の統合に ついて	レインボーブリッジの監視遠制化の工事 等、一元化に必要な工事費用と、一元化によ る経費削減額等を十分に比較検討した上で、 レインボーブリッジを含めた4トンネル2橋梁 の一元監視に関する検討を具体的に行う必要 がある。	平成18年度に局内に検討会を設置し、4トンネル2橋梁の統合 監視のあり方について具体的に検討する中で、監視業務の効果 向上とともに経費面でも有利であることが確認された。この検 討会の報告を踏まえて、局で決定された監視統合化の方針に基 づき、以下のスケジュールで実施していく。 平成19年度：基本・実施設計 平成20年度：レインボーブリッジ監視制御設備更新と統合 化工事着手 平成21年度：4トンネルとレインボーブリッジの運用（統合 監視）開始 平成22年度末：臨海大橋監視統合化工事完了 平成23年度：4トンネル2橋梁の運用（統合監視）開始	改善済
49 (217)	意見	第三セクターの状 況に関する説明責任 の一層の遂行につい て	減損会計の導入という新たな状況も踏まえ て、港湾局の所管する第三セクター各社に株 式会社としての一層の自立的経営を促す一方 で、各社の現状とその公益的機能について、 都民に可能な限り数値的情報を伴ってより判 りやすく説明し、行政の説明責任を果たす必 要がある。	株式会社東京レポートセンター他2社は、平成18年5月に民 事再生手続開始を申立て、同年12月に再生計画認可決定を受け た。その後、再生債権の弁済や都からの現物出資等の手続を行 い、平成19年4月1日付けで株式会社東京レポートセンター が、他の2社を吸収合併した。こうした一連の手続きを終えて、 債務超過を解消し、平成19年4月16日には東京地方裁判所による 民事再生手続終結の決定を受けた。 さらに、合併した株式会社東京レポートセンターは、平成 19年8月1日付けで、持株会社・株式会社東京臨海ホールディン グスの子会社となった。 これまで、株式会社東京レポートセンター他2社について は、民事再生計画案等の議会報告やプレス発表等を通じて、議 会や都民の理解が得られるよう十分な説明に努めてきた。 今後、子会社となった後も、地方自治法の報告義務の有無に かわらず、子会社の財務諸表と持株会社グループ全体の連結 財務諸表の作成等により経営状況を議会に報告するなど、適切 な措置を講じ、行政の説明責任を果たしていく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
50 (221)	意見	経験と都民の声を活かした青海地区の開発について	<p>臨海副都心地域は、開発に時間をかけることが企業債の金利コスト増大に繋がることを十分認識して、共同溝の整備計画をできるだけ早期にまとめて開発を促進し、水道局との残置埋設物撤去の費用負担に関する合意協定の締結などの条件整備を行う必要がある。</p> <p>青海地区を最終的にどのような街にしていけるのか、将来像を予測できる計画をたて、計画の実施に伴い適時に実績と計画を比較して公表していくべきである。</p> <p>なお、開発計画の策定に際しては、平成10年3月のまちづくり提案に参加した都民の活動を無にすることにならないよう、提案がどのように実際の開発計画に活かされたのかについても、明らかにすることが望ましい。</p>	<p>1 平成18年9月に、開発第 期を迎えるにあたってのまちづくりの基本的な考え方を整理し、「臨海副都心における土地利用等の一部見直し」として示した。そのなかで、都民提案の優秀提案の趣旨を今後、臨海副都心全体に反映させていくこととし、平成19年2月の「臨海副都心まちづくりガイドライン」再改定を行った。</p> <p>2 共同溝整備促進については、必要な予算要望をしていく。また、残置埋設物撤去の費用負担に関する協定についても、引き続き水道局と協議していく。</p> <p>3 青海地区北側の開発については、平成19年3月に公募を開始したところであり、事業予定者が決定した際には、進出状況等の情報をホームページにおいて公開していく。</p>	改善済
51 (223)	意見	臨海副都心用地の仲介成功報酬制度について	<p>仲介成功報酬制度は、仲介業者へ少なからぬ金額である成功報酬を支払うことの重要性に照らし、事業予定者との調整経過を十分確認するため、仲介業者から、契約締結に向けた事業者との調整経過等の報告を文書で求める必要がある。</p>	<p>現在、用地処分仲介へ向け、活動している案件は1件。本件について、平成18年10月の仲介業者の認定に際し、仲介業者の責務について周知徹底しており、事業予定者との交渉経緯について仲介人から途中経過を報告させ、事業遂行状況について、確認をしている。その後、同年12月事業者決定に伴い、平成19年1月に用地処分仲介契約を締結しており、同年6月土地売買契約締結及び土地代金支払手続が完了した。今後、最終報告を受けた後、報酬を支払う予定である。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
52 (230)	意見	海上公園の性格に即した運営管理について	<p>海上公園は、運営管理的な視点からみた性格と機能が大きく異なる公園がある。</p> <p>公園の管理費は、基本的に一律に削減される傾向にあるが、施設維持の財源に関する考え方を、海上公園の性格・機能の違いに応じてより明確にすることが求められる。海上公園の管理者として、都民に一層親しまれることによる有効性の増大とともに、都としての経済性も確保できるよう、より経営管理意識を伴った海上公園の運営を行うことが必要である。</p>	<p>平成18年度は、全公園（40公園）において、利用者からのモニタリングを実施した。また、これらモニタリング結果も取り入れ、指定管理者による公園の管理運営状況等について評価を実施した。</p> <p>平成19年度においては、評価結果、モニタリング結果を受け指定管理者と各公園の運営方針等について新たな管理目標等を設定し、実施していくこととしている。</p>	改善済
53 (230)	意見	海上公園に係る利用者の評価とコスト情報の提供について	<p>各公園の面積・施設の概要、施設整備に要した金額と合わせて、利用料金の内訳と維持管理費用の概要などのコストに関する情報を、ホームページ等で都民に情報開示することが望ましい。</p> <p>併せて、指定管理者が選定基準を適切に満たしているか否かを明らかにするためにも、利用者の評価を把握することは重要である。</p>	<p>1 コスト等の情報 東京港野鳥公園、有明テニスの森公園、若洲海浜公園及び葛西海浜公園は平成19年2月15日から、大井ふ頭中央海浜公園、城南島海浜公園、お台場海浜公園及び辰巳の森海浜公園は4月2日からホームページ及び管理所掲示板により公表している。</p> <p>2 利用者評価 都と指定管理者において利用者アンケートの項目を整理し、海浜公園等で随時実施し、集計している。これらの利用者評価を踏まえた指定管理者の評価を実施した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
54 (232)	意見	海上公園施設の改修及び維持・修繕について	<p>公共施設に対して設備投資を行う場合には、設備の改修及び維持・修繕に関する将来コストが当然に伴うものであり、特に公園施設の維持管理については公共性の観点からも十分な管理水準を維持することが重要である。</p> <p>港湾局は、既存設備及び新たに設置する施設について、適切な水準の確保に十分留意する必要がある。</p>	<p>1 主要な改修工事について平成18～20年度の3ヵ年改修計画および改修箇所が多い若洲海浜公園については7ヵ年計画を策定した（平成18年7月）。</p> <p>2 平成17年度予算化されなかった工事のうち有明テニスの森公園臨時駐車場については、平成17年度末に前倒し執行した。平成18年度分は改修計画に基づき執行し、平成19年度計画分は、本年度執行中である。</p>	改善済
55 (234)	意見	巡回業務の効率化について	<p>民間事業者の参加する指定管理者制度の導入により、東京港防災事務所緑地課が行う巡回業務は、東京都が設置する施設にふさわしく海上公園を維持するため、管理状況の全般を把握できるよう、チェックリスト等の充実を図り、効率的、重点的に実施される必要がある。</p>	<p>平成18年3月末に各公園ごとの「海上公園管理状況確認表」を作成した。</p> <p>同年4月からは、確認表を基に、再雇用職員が定期的に各海上公園を巡回し、指定管理者による管理状況の確認を行なっている。そのなかで改善の必要な点が見受けられた場合には、その都度指導を行なっている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
56 (235)	意見	海上公園における物品管理状況の調査について	<p>海上公園の物品等の管理について、管理受託者に任せられた状態となっている。</p> <p>公園施設の物品は東京都の財産であり、本来は毎期の調査によって既に確認されているものである。</p> <p>「海上公園管理委託契約に伴う物品取扱要領」と同様の規定を定め、東京港防災事務所自らも定期的な現物調査を実施する必要がある。</p>	<p>平成18年3月末に「指定管理者による海上公園の管理に伴う物品取扱要領」を決定し、平成18年度から基本協定に基づき貸与し、同要項により物品の管理を行っている。</p> <p>指定管理者に貸与している各海上公園の物品確認は、平成18年10月から11月にかけて実施し、適正な管理を確認した。</p> <p>また、平成19年度以降についても平成18年度と同時期に調査を実施していく。</p>	改善済
57 (243)	意見	ゴルフリンクスの収益性を認識した運営管理について	<p>若洲ゴルフリンクスは、公の施設である海上公園であるが、経営管理的な視点からすると、十分収益力が見込まれる施設であり、固定資産税を負担した上で、ゴルフ場施設に投下した資本費の回収を目指して経営されていることを念頭に置き、施設費を負担した都に帰属すべき金額を十分意識した上で、恵まれた条件にあるコースを最大限効率的に管理運営する必要がある。</p> <p>ゴルフ練習場についても、都が施設費を負担しており、同様の管理運営を行う必要がある。</p>	<p>平成18年度より指定管理者による管理運営を実施し、以下のとおりとなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納付金の都への納付 提案どおり220,000千円が都へ納付された。また、今年度においても第1四半期に55,000千円納付済みである。 2 施設整備の回収を意識した納付金額の水準 ゴルフ練習場等を含む若洲ゴルフリンクスの施設整備費の回収を図るにあたり、償却費ベースにより算出した金額以上を最低水準として納付を受けるべきであり、現行の納付額はその水準を上回っている。今後も適切な納付額を維持するよう指定管理者の管理運営について指導監督を実施する。 	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
58 (244)	意見	経営管理上有用な 管理会計の仕組みの 整備について	若洲海浜公園の整備費は、臨海地域開発事業会計の未成埋立地として処理されているが、臨海地域開発事業会計は、収益性のあるゴルフ場施設の経営管理に資する会計数値を把握するための会計とは言えないため、資産に関するコストなど、通常の会計処理とは別に、管理会計の導入を検討する必要がある。	平成17年度決算より、若洲ゴルフリンクスを構成する土地、建物、工作物等資産の取得価格及び減価償却費等の把握（固定資産現況一覧）並びに開業以降の事業収支の累計額の把握、平成18年度決算に係る貸借対照表及び行政コスト計算書を作成した。	改善済
16 (244)	指摘	管理者の収入増大 努力の促進について	若洲ゴルフリンクスは、年間営業日数は、329日であり、営業日の拡大による収入増大に取り組む必要がある。 また、夏季の薄暮、早朝プレーについても、コースコンディションへの影響に配慮しつつ、指定管理者と協議の上、検討する必要がある。	年間営業日については、定休日の火曜日にゴルフ大会を誘致し実施するなど、拡大に努めたところである。（平成18年度8日間） また、休場日については、計画的かつ効率的な補修工事の執行に努めるとともに、降雪時や台風等の悪天時においても円滑なコース復旧作業の実施により、縮小化に努めているところである。 一方、若洲ゴルフリンクスについては、今後、高齢者や青少年など幅広い都民に親しまれる都内唯一の公設ゴルフ場として、重要な役割を担っていくことが期待されており、コースコンディション管理もより重要性が増してきている。 こうした状況も踏まえ、指定管理者と協議した結果、以下のとおりとすることとした。 営業日の拡大、薄暮・早朝のプレーについて当面、フェアウェイ等のコースコンディションの改善に向けてコースの整備を行っているが、今後とも整備水準向上に向けた努力が必要なことから引き続き休場日や早朝・夕刻はコース整備の時間として使うこととし、より都民に親しまれるゴルフ場の運営をしていく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
59 (244)	意見	施設改修計画の明確化について	<p>若洲ゴルフリンクスは、クラブハウスとコースとの間に大きな高低差が生じており、抜本的な改修が必要な状態である。</p> <p>施設改修計画を早期に策定することが求められている。</p> <p>なお、財団法人東京港埠頭公社が行った2,000万円未満の補修工事の内容については、報告内容を精査し、今後の効率的な改修計画に活かすよう、補修実績を整理する必要がある。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 段差改良については、平成18～20年度の3ヵ年改修計画を策定（平成18年7月）し、設計を完了した。 2 その他の施設は、平成15～17年度の3ヵ年の公社補修実績表（平成18年5月策定）を生かした7ヵ年施設改修計画を策定（平成18年7月）し、平成18年度分としての改修は完了した。 3 平成19年度改修予定施設については、本年度執行中である。 	改善済
60 (247)	意見	東京港野鳥公園の整備・運営に関する資金面での民間協力について	<p>東京港野鳥公園は、鳥ごとのサポーターを募る形等での寄付の他、設備の改修に際して資金提供者の名前を記したプレートを貼る等の方法により、個人ばかりでなく、事業会社からも資金的な協力を仰ぐことが可能であると考えられる。</p> <p>ネイチャーセンターの建物も、維持補修費用の増加が予想される中、負担を少しでも軽減し、野鳥と自然保護の妨げにならない範囲で、都民に親しまれるよう努力することは必要であり、より積極的に民間活動との連携を進めることが望ましい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成金等外部資金の導入 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者が、助成金や寄附金等を集い、施設改修・整備を行い、都へ寄付をする。 (2) 指定管理者が、企業等の協力を得て設備機器類等の寄贈を受け都へ寄付する。あるいは、一定期間の設置許可で行う方法で実施に向け協議を行っている。（民間企業等によるライブ映像カメラの設置1点、民間企業3社による環境維持管理作業5点） (3) 観察用光学機器類や管理用作業具類については、企業より指定管理者が寄贈され、野鳥公園の各種機器類や道具類を取替え、都へ寄付されている。（観察用器具類設置施設の改修14点、無償貸与3点） 2 大規模イベント開催時の寄附金等の募集 <p>実施中である。（年1回バードフェスティバル実施時に募集平成18年度は1点 1,650千円）</p> 	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
61 (250)	意見	有明テニスの森公園の活性化について	<p>有明コロシウムを中心とする有明テニスの森公園の施設は、老朽化が始まっており、近年中に修繕・塗装に数億円を要する状況となっている。</p> <p>有明コロシウムも、残響時間が8秒と長いため、音楽関係の利用が困難であるなど、スポーツ以外の利用にはおのずと限界があることから、施設の位置づけを明確にし、競争力を失うことのないよう、民間資金の導入を検討し、テニスに関連する団体、事業者を始めとする民間のノウハウを一層活用するなど、都と民間が協力して活性化を図る必要がある。</p> <p>なお、テニスコートのほか、野球場、サッカー場、体育館などがあり、建設局、教育庁とも連携、協力し、利用者の利便性向上をはじめとした施設の利用活性化に向けた検討を行うことが求められる。</p>	<p>有明テニスの森公園の活性化のため以下のとおりの事項を実施した。</p> <p>1 テニス教室の拡大 平成16年度 4月～10月 週15コマ 対象：4歳～大学生 平成18年度 通年 週35コマ 対象：制限なし</p> <p>2 有明コロシウムでの体育館競技等の利用拡大 プロバスケットBjリーグ及び格闘技等を積極的に誘致し、有明コロシウムの利用日数の拡大に努めた。 平成16年度 132日 平成18年度 205日</p> <p>3 ホームページ利用者への利便性向上 東京都のホームページ(トップページ)の[施設利用]メニューから他局所管のスポーツ施設の予約、予約状況確認が出来るようになっている。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
62 (256)	意見	本社社屋賃借に係る経費削減について	<p>財団法人東京港埠頭公社の本社は、1人当たり賃借料（共益費を含む）は年間約2,429千円である。</p> <p>公社は、指定管理者制度の導入に伴い、民間事業者との厳しい競争に直面している経営環境に鑑みて、少なくとも民間企業の平均的水準を大きく超えることのないよう、本社社屋賃借に係る経費の削減を図る必要があり、適正面積を適正価格で使用するによる経済性向上を図るべきである。</p>	<p>平成18年3月19日に、本社社屋を江東区青海「青海フロンティアビル」に移転し、賃料は従来の半分以下、面積も3分の2以下となった。</p>	改善済
63 (256)	意見	会場賃借料他の削減について	<p>財団法人東京港埠頭公社（以下、「公社」という。）の本社社屋には、16名の会議が可能な大会議室の他、2つの小会議室があるが、各種研修会、理事会等の目的により、外部の会場を借り上げている。</p> <p>経費削減への取組姿勢を示す意味からも、極力本社の会議室を使用すべきである。</p> <p>なお、慣習的贈答として、1,276千円が支出されているが、慣習的贈答は廃止することが望ましい。</p>	<p>本社会議室の使用を原則とし、慣習的贈答は廃止した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
17 (256)	指摘	タクシー券の使用に係る管理について	<p>財団法人東京港埠頭公社は、平タクシークーポン券を6,355千円使用しているが、誰が、何の目的で、どこで乗車し、どこで下車したかの記録は残されていない。</p> <p>利用記録の残るタクシーチケットの使用を原則とし、タクシークーポンを使用する場合にも、使用者から領収書を提出させて、利用目的を記録し管理する必要がある。</p> <p>なお、無線タクシー使用料、タクシークーポン券使用料とも賃借料の科目で経理処理しているが、より実態を示す旅費交通費で会計処理すべきである。</p>	平成18年3月31日付けでタクシー券使用方針を策定し、平成18年4月1日よりタクシー券使用簿による管理を始めた。	改善済
18 (158)	指摘	一般管理費として計上する本社経費の範囲について	<p>財団法人東京港埠頭公社において、平成16年度まで本社経費のすべてが一般管理費とされて人数比で配分されている。すでに平成17年度からの改善措置に取り組んでいるが、直接業務に係る経費は、直接各会計に賦課する必要がある。</p>	本社における各事業部経費は、総務部の経費とは別に計上し、各会計への賦課を平成17年度より実施した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果								
19 (259)	指摘	財団法人東京港埠頭公社の事業別の経費負担について	<p>特別貸付金事業は、業務費用のうち、一般管理費が80百万円計上されており、それは業容に応じた、実態にあった金額であると言いがたい面があり、業務実態に応じた適切な負担額を算定すべきである。</p> <p>また、公社は、都からの60億円の基金の運用収益で、羽田沖浅場事業を営んでいるが、同事業に対しては一般管理費が割り当てられていない。</p> <p>指定管理者制度の導入により、公社の業務量も流動的になる中、従来 of 定数を基礎とするのではなく、事業の実態に応じた会計処理を行うことにより、より有効な経営管理に資する必要がある。</p>	<p>事業別の経費負担については、平成18年度予算において事業実態に即して見直した。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 特別貸付金事業</td> <td>平成17年度 18,512千円</td> <td>平成18年度</td> <td>7,439千円</td> </tr> <tr> <td>2 基金事業</td> <td>平成17年度 0円</td> <td>平成18年度</td> <td>1,171千円</td> </tr> </table>	1 特別貸付金事業	平成17年度 18,512千円	平成18年度	7,439千円	2 基金事業	平成17年度 0円	平成18年度	1,171千円	改善済
1 特別貸付金事業	平成17年度 18,512千円	平成18年度	7,439千円										
2 基金事業	平成17年度 0円	平成18年度	1,171千円										
20 (261)	指摘	港湾振興費の合目的性と費用対効果を考慮した見直しについて	<p>港湾振興費の中に、港湾振興事業と直接結びつくとは認められないもの、支出に対する効果に疑問があるものが含まれている。</p> <p>指定管理者制度導入により、厳しい経営姿勢が強く求められていることに鑑みて、東京港振興事業としての支出は、その内容の合目的性と費用対効果を精査して、厳選する必要がある。</p>	<p>港湾振興事業の内容に即したものを精査し事業効果の見込めるものについて執行した。</p>	改善済								

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
64 (264)	意見	財団法人東京港埠頭公社独自の海上公園管理に係るノウハウの蓄積について	<p>公社は、今後、海上公園管理者として指定されるためには、コスト削減の一方で、海上公園管理者としての能力向上が不可欠であることを認識し、常に利用者の声に耳を傾け、調査等は、できる限り外部委託に頼ることなく、自らの創意に基づき行って、公園管理のノウハウを蓄積する必要がある。</p>	<p>平成18年度公社が管理する公園に対し寄せられた苦情・要望について平成19年5月にデータ化し内容の整理を行なった。 平成18年8月、9月に行なった公園来園者アンケートの内容整理を実施した。 平成19年8月に有明テニスの森公園、お台場海浜公園で利用者アンケートの実施を予定している。 今後も利用者アンケートは定期的実施していく。</p>	改善済
65 (265)	意見	新たな海上公園の方向に従った積極的な取り組みについて	<p>財団法人東京港埠頭公社（以下、「公社」という。）のホームページに掲載された、有明テニスの森公園の注意事項は、規制を強く感じさせる内容であり、規制優先から利用優先への趣旨には必ずしもそぐわないものである。</p> <p>公社は、港湾局が平成15年に行政計画として掲げた「新たな海上公園」の中で、海上公園の今後のあり方として示されている「規制優先から利用優先」への転換、「民間活動の制限」から「民間活動との連携」に添った海上公園の管理に向けて、より積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>従来実施していなかった早朝、夜間の利用時間を延長した。 また、「民間活動との連携」した海上公園の管理として、有明テニスの森公園で、ボランティアと協働して花壇の花植えを実施した。 今後も、地域住民と協働で花壇の植替えを年3回（夏、秋、春花）実施していく。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	検証結果
66 (267)	意見	ターミナル貸付料に係る規制緩和の要請について	<p>財団法人東京港埠頭公社のターミナル貸付料は、「承継法施行規則」に従って算定し、国土交通省に届け出ている。貸付料を、公社の経営判断を最大限活かしながら、費用の実情に即して柔軟に算定することにより、公社のより自立的な経営と、貸付料の低減などの弾力的な運営が可能となるよう、国に対する働きかけを引き続き行うことが望ましい。</p>	<p>平成18年5月17日交付された特定外貿埠頭の管理運営に関する法律において（指定法人が解散された後）貸付料の基準が規制緩和された。 平成20年4月の民営化に向け準備を進めている一方、国に対するの支援制度の創設に向けた要望活動も引き続き行っていくとともに、貸付料についても公社の財政状況を踏まえたうえで柔軟に検証し、より自立的な経営の実現に向けて努力していく。</p>	改善済
21 (268)	指摘	滞留未収金に対する引当金を設定すべきものについて	<p>財団法人東京港埠頭公社では、貸倒引当金は設定せず、利益処分により貸倒準備積立金を任意に積んでいるが、平成16年度末におけるフェリー埠頭事業会計の未収金のうち、延滞未収金が7,025千円あり、債務者の状態等から、これらはいわゆる破産更生債権等に当たるものである。 対象債権から、それらと相殺し得る預り敷金を差引いた、実質的な回収不能額の5,622千円について、貸倒引当金を設定して、繰入額を費用として認識する必要がある。</p>	<p>平成17年度決算において、費用として認識し貸倒引当金に計上した。</p>	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	検証結果
67 (270)	意見	契約手続に係る規定の充実について	<p>財団法人東京港埠頭公社（以下、「公社」という。）においては、500万円未満という比較的多額の取引までが入札を経ない競争見積りで行われることとなっているが、業者選定等については、公社契約事務細則等において規定されていない。</p> <p>公社が、東京都が100%出資する監理団体であり、その代行的業務を行っている実情に照らすと、競争見積りにおける手続についても、事務取扱要綱などにおいてより明確に規定する必要がある。</p>	<p>見積書徴収業者数、請書の作成、請書に貼付する収入印紙、契約代金支払条件、契約書類の綴じ込み順序について、財団法人東京港埠頭公社随意契約に係る事務取扱要綱を策定し、平成18年4月1日から施行した。</p>	改善済

平成14年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ　　マ	指　摘　等 件　　数	措　置　状　況			
		改　善　済		改　善　中 一　部　改　善　済	未　措　置
		既通知済	今回通知		
道路の建設・管理運営	45	42	3	0	0
都市公園等の整備管理運営	57	57	0	0	0
監理団体の受託業務等の管理運営	42	40	2	0	0
合　　計	144	139	5	0	0

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-7 (27)	意見	道路防災点検および橋梁点検に基づく道路施設の予防型維持管理への転換	首都東京における道路施設の適正な管理は、国家の基礎を維持するものである。橋梁、トンネル、舗装など各種道路施設においては、それぞれの連携がとれたデータベースシステムの構築と都民の要望を十分に反映できる道路アセットマネジメントシステムの構築に早急に取組まれない。	平成16年度～18年度において、アセットマネジメント基本構想に基づく道路施設統合データベースシステム、道路資産管理システム、道路アセットマネジメント基本システム（橋梁・舗装）を構築した。平成19年度は、アセットマネジメントによる既設橋梁を対象とした計画及び執行について実行プログラムに位置づけたほか、有識者などを含む橋梁長寿命化委員会を立ち上げ、審議を行い中長期計画を策定している。今後は計画の公表及びトンネル等そのほかの道路施設などを取り込む予定である。	改善済
1-13 (42)	意見	債権回収会社を利用した場合の適切な処理	長期未回収の移転資金貸付金に関して、平成15年度から民間の債権回収会社を利用して回収していく予定であるが、その場合には、事実上、回収が困難な状態にあることが判明した時点で、その旨報告を受け、適切に処理することを検討されたい。	債権回収会社の調査結果を踏まえ、破産免責等により回収不能が確定した債権については、平成19年度末に不納欠損処理（4名、30,147千円）を行った。 また、平成20年3月に「東京都債権管理条例」が策定されたことを受けて、今後策定される運用規則にあわせて、財務局・主税局と規定を調整の上、「移転資金貸付金の償還方法の変更及び元利金等の減免・徴収停止に関する取扱要綱(案)」を策定し、今後も適切な処理を行っていく。	改善済
1-14 (44)	意見	事業予定地の有効活用	事業予定地の一層の有効活用を図るには、現行の法令や規則等の下では限界があるので、財務局等の関連部局と調整のうえ、活用策を検討されたい。	建設局はざれ地活用推進会議により、道路予定地の利活用方針を「道路本来の目的に沿った利活用、地域特性やニーズを反映した利活用の実施」と定め、早期に効果の発現を行えるよう財産の有効活用に取り組んでいる。 この方針に基づき、様々な事情により早期に事業化できない箇所については、暫定歩道として開放、バスベイの設置、道路法の占用許可による、公共駐車場の設置、広場等として開放等を行ない、また、地元大学との連携により事業予定地への花壇設置を行ったほか、都の施策に連動させた有効活用として、道路交通法改正に伴う放置自動二輪対策としての自動二輪駐車場の設置を行うなど、新たな取り組みも行っており、平成19年度においても、新たに49箇所(約1万9千㎡)の利活用を行っている。 今後においても、既定計画の約40箇所(約1万5千㎡)程度の利活用を予定しているほか、積極的に財産の有効活用に取り組んでいく。また、東京都公有財産規則等の改正(平成19年4月1日)を受け、行政財産の貸付等が可能となったことから、より有効な活用策を検討していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 の 概 要	措置状況
3-10 (223)	意見	退職給付会計の採用と過去勤務債務の償却	「退職債務に係る潜在的債務」を認識できる退職給付会計の採用及びその際の「過去勤務債務の現在額」のすみやかな償却を検討されたい。	平成18年度から簡便法による退職給付会計を採用した。また過去勤務債務の償却については、適正な総労務費の範囲での償却を実施していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-21 (246)	意見	退職給付債務の会計処理	年金財政上の責任準備金から年金資産を控除した金額を、各会計の期末自己都合要支給額で按分した金額を、各会計において退職給付引当金として計上することが望ましいと考えるので、検討されたい。	公益法人会計基準の改正を踏まえ、平成18年度から実施している。	改善済